

令和2年9月吉日

組合員のみなさまへ

出資証券ペーパーレス化(不発行)開始のご案内

平素より“ぶんしん”をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当組合では組合員のみなさまからお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様、令和2年11月2日より出資証券を不発行とし、当組合の組合員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

組合員のみなさまからお預かりしている出資金は、これまでも電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資残高につきましては、毎年6月にお送りいたします「出資配当通知書」でお知らせいたします。また、組合員のみなさまからご依頼があれば、有料とはなりますが「出資残高証明書」を随時発行いたします。

また、お手元にある出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管願います。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに組合員としての権利等に何ら影響はございません。

組合員のみなさまにおかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お気軽に店頭窓口または下記までお問合せください。

お問い合わせ先

文化産業信用組合

総務部 ☎ 03-3292-2711

平日9:00~17:00

以 上

出資証券ペーパーレス化(不発行)についてのQ&A

Q 1. 出資証券のペーパーレス化（不発行）により権利関係に変更が生じませんか？

A 1. 出資証券は、有価証券（手形、小切手、株券等）とは異なり、単に一定の事実を証明する証拠証券に過ぎません。出資証券の保有の有無による組合員としての地位や権利が変動することはありません。

Q 2. なぜ、出資証券をペーパーレス化（不発行）にするのですか？

A 2. ペーパーレス化により組合員のみなさまの証券保管の手間の削減および当組合における業務の合理化・事務の効率化を図るものです。株券の不発行制度はすでに一般的に知られており、広く社会に定着しています。

Q 3. 手許にある出資証券はどうすればよいのですか？
店頭で返却する必要があるのですか？

A 3. お手許の出資証券はそのまま保管いただき、後日、譲渡・脱退の手続きの際にご返却ください。わざわざ証券を提出いただく必要はありません。

Q 4. 出資金に新規加入した場合、何か発行していただけるのですか？

A 4. 加入・増口加入・相続加入された際には、「領収書」を発行いたします。また、毎年6月に郵送いたします「出資配当通知書」でご自分の出資金額をご確認いただけます。

Q 5. 現在、出資証券が手許に見当たらないのですが、届け出る必要がありますか？

A 5. 出資証券のペーパーレス化により、出資証券の有無は組合員としての権利に何ら影響はありませんのでお届けいただく必要はありません。

Q 6. 自分の出資金を他人が脱退等してしまうことはないのですか？

A 6. お客さまより加入時に提出いただきました加入申込書の印影、筆跡および届出事項にて本人確認を厳正に行いますのでご安心ください。このため、届出事項に変更が生じた場合は、従来通り所定の届出書をご提出ください。

文化産業信用組合

総務部 ☎ 03-3292-2711